

No.55

2009. 8 vol.17

# 産廃振興財団NEWS



環境と産業の未来のために

## —CONTENTS—

- 産業廃棄物処理業経営塾長に就任して  
鳥取環境大学サステナビリティ研究所長 田中 勝
- 優良化推進事業 排出事業者向け新サービスがスタート 産廃振興財団
- 土壌汚染対策法改正と今後のうごき  
元・環境省水・大気環境局土壌環境課土壌モニタリング係長 美保 雄一郎
- 循環型社会における産業界の役割 [シリーズ第8回]  
(社)日本電線工業会 事務局長兼調査部長 諏訪 政市
- 債務保証業務シリーズ18  
セメントフィラーの活用成功へ 成友興業(株)



財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団



# 産業廃棄物処理業 経営塾長に就任して

産業廃棄物処理業経営塾 塾長  
鳥取環境大学サステナビリティ研究所長  
田中 勝

物事を常に前向きに考え、理想を高く掲げ、それに向かって自ら機関車として走る、初代塾長太田文雄氏 から2代目の塾長を引き継ぎました。どうか皆様宜しくお願いいたします。

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が事務局をしている産業廃棄物処理業経営塾は今年で6年目になり、6期生が今経営塾で実力を高めています。この塾で学んだ塾生が産業廃棄物処理業経営にその力を発揮し、優良な企業へと発展されることを大いに期待しています。

今は、環境面の三大危機、地球温暖化の危機、資源浪費の危機、生態系の危機を克服するために低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を構築して、持続可能な社会(サステナブル・ソサイティ)を構築することが世界共通の目標になっています。そのような中で、産業廃棄物処理業の果たす役割はきわめて大きいと言えます。なぜなら産業廃棄物をとことん利用する3Rの推進が、低炭素社会と循環型社会の構築に貢献でき、産業廃棄物の適正な処理を確保することによって生態系の危機を救い、自然と共生する社会の構築に貢献できるからです。すなわち産業廃棄物処理業に関わっている方々が、持続可能な社

会の構築の鍵を握っていると言っても過言ではありません。

鳥取環境大学でも、環境の持続可能性(サステナビリティ)を研究するサステナビリティ研究所を去る7月1日に設置しました。この研究所でも持続可能な社会の構築に役立つ研究を推進する予定です。

特に私が力を入れたいと思っているのは、静脈産業の分野、特に産業廃棄物処理の分野で活躍できる人材を養成したいと思っています。資源と環境を大切に作る循環型社会の構築のために教育、研究、国際貢献(3K)に今まで取り組んで来ましたが、鳥取環境大学では今年から新設された環境マネジメント学科には循環型社会構築コースを設け、産業廃棄物処理業の分野で活躍できる人材を世に排出したいと思っています。資源の無い日本が生き残る道は人的資源の能力開発です。そのためには大学や経営塾の役割は大きいと言えます。

大学や経営塾で人的資源の能力開発でその人の実力を高めたいと思いますが、実力は何でしょうか。昔から言われる「読み、書き、そろばん」の出来る人が実力のある人と言われます。経営者でもしかりです。「読む」という意味には、紙に書いた文字を漢字



であろうが外国語であろうが読めるということもありますが、先を読む力、人の話の本意を読む力も含まれています。物を作れば、それらは必ずいずれ廃棄物になるので、製造者は廃棄物になった後のことを考えて物の設計や素材の選定をすることが求められています。製造物の消費後までの先を読むこと、これが廃棄物学の基礎です。次に「書く」ですが会議の議事録を作ったり、挨拶文を書くことはもちろんですが、企業の将来ビジョンを描きそれを達成するシナリオを描く「書く」はきわめて重要ではないでしょうか。「そろばん」は目標を達成するシナリオが経営上採算が取れて実行可能であるかどうかを見極める力です。どれだけの資源を投資して、それ以上の効果を上げられるかを計算します。これらが産業廃棄物処理業経営には必要といえます。

世界の廃棄物、特に産業廃棄物の量は急増しています。人口は増え続けており、経済も新興国を中心に急成長し、世界のGDPも増加しています、長い目で見れば世界の廃棄物量は増加しこれから産業廃棄物処理業にとっては大きな成長のチャンスがあるといえるでしょう。公衆衛生の向上、生活環境の保全のためには廃棄物処理は大変重要な役割を担っています。日本の産業廃棄物処理技術は世界に誇る高い

ものを持っています。目を国内だけでなく、国外に向けると世界にはまだまだ日本の経験やノウハウを必要とする国がたくさんあり、またそのような技術やノウハウを蓄積しなければなりません。世界を視野に入れ 海外に進出できる力を身につけていただきたいと思います。

経営塾での講師は経営塾に無くてはならない貴重な人材資源です。講師の持っている経験や知識を生かし(リユース)、現場に適したように(リサイクル)するのは受講生の皆さんの責任でしょう。そして、失敗を最小限に減らす(リデュース)することに努めていただきたいと思います。どうか皆さんが、産業廃棄物処理業経営に係り、地球を磨く掃除人であり、地球の病気を治療するお医者者として、素晴らしい地球を持続可能にする救世主になっていただきたいと思います。私たちは産業廃棄物処理に係れることを誇り(Pride)に思い、持続可能な社会の構築の柱になることを夢(Dream)見て又廃棄物処理を自分の使命(Mission)とってくれる人が一人でも多くなることを私自身願っています。廃棄物分野に関わっている人は、特に経営塾で学んだ人はPDMを忘れないで貫きたいと思っています。

産廃情報ネット <http://www.sanpainet.or.jp>

## 排出事業者向け 新サービスがスタート

当財団では、環境省の優良化推進事業の一環で、処理業者から排出事業者への情報発信機能の強化並びに排出事業者の利便性向上のため、本年7月より排出事業者を対象とする新サービスを始めました。優良性評価制度により産業廃棄物処理業者の情報開示が進んでおり、排出事業者からのアクセス機能を強化することで利便性を高め、排出事業者と処理業者とのコミュニケーションを促進することで、適正処理の推進に寄与してまいります。 [優良化事業推進チーム]

### 産廃情報ネットとは

『産廃情報ネット』の処理業者情報は、透明性を高めて差別化を図りたい全国の処理業者が、自ら情報を発信している無料のサイトです。排出事業者は、新たに処理業者を探したり、既存の委託先の情報公開等を見ることができます。本サイトは、平成12年度より廃棄物の種類や許可自治体等を条件に検索できるホームページとしてスタートし、17年度からは優良性評価制度に基づく適合事業者の検索や、適合確認を目指す処理業者の情報開示の場にもなっています。排出事業者や行政の方には、全国の処理業者の最新の事業内容や活動等の情報を閲覧できるデータベースとしてご活用いただいております。

### 新サービスの目的

本サービスは、かねてより排出事業者から、

「委託先が優良性評価基準に適合確認されたら、知りたい。」

「委託先の公開情報が、いつ、どのように変更されたかを教えてほしい。」

「委託したい廃棄物や排出場所での新しい許可情報が登録されたら知りたい。」

などの要望があったため、これに応えるために改良しました。

排出事業者は、取引先等の処理業者等をあらかじめ「お気に入り登録」することで、当該業者の情報更新の通知やその他の最新情報のメールを受けとったり、本サービスのサイト上で情報を一元的かつ効率的に閲覧・管理できるようになりました。

### 情報更新通知メールの配信

排出事業者は、主に、工場や現場で排出する廃棄物を適正に処理するため、既存の委託先や関心のある処理業者の情報を『産廃情報ネット』でその都度検索し、自社のリスク管理に活かしています。これまでは、必要の都度、本サイトに検索して情報を取りに行くものでありましたが、排出事業者は既存の委託先の事業内容や活動について、よりきめ細かく最新の情報を把握したいとの要望があり、これに応えるものとして新サービスをはじめました。新サービスの特徴を次頁図1にお示しします。

## 排出事業者向け新サービス

### ①処理委託先の情報管理ができる。

処理委託業者や関心のある会社をあらかじめ「お気に入り登録」しておくことにより、当該業者が情報を更新したら通知メールが届く。

上記メールのリンク(URL)をクリックすると、当該業者の開示項目の変更された箇所が本サービスのサイトで色分けされており、容易に確認できる。

### ②処理業者が見つからない場合、条件に合う会社が現れた際にメールが届く。

委託したい処理業者が見つからない場合に、あらかじめ特定の許可条件を「お気に入り登録」しておくことにより、適合事業者、情報開示事業者、必要な許可を持つ処理業者が新たに現れたら、通知メールが届く。

### ③その他の最新情報がネットで確認できる。

過去2週間において、情報公開を開始/停止した会社、適合確認された会社、不適合になった会社、許可情報を登録/更新した会社に関して、本サービスのサイトで確認できる。

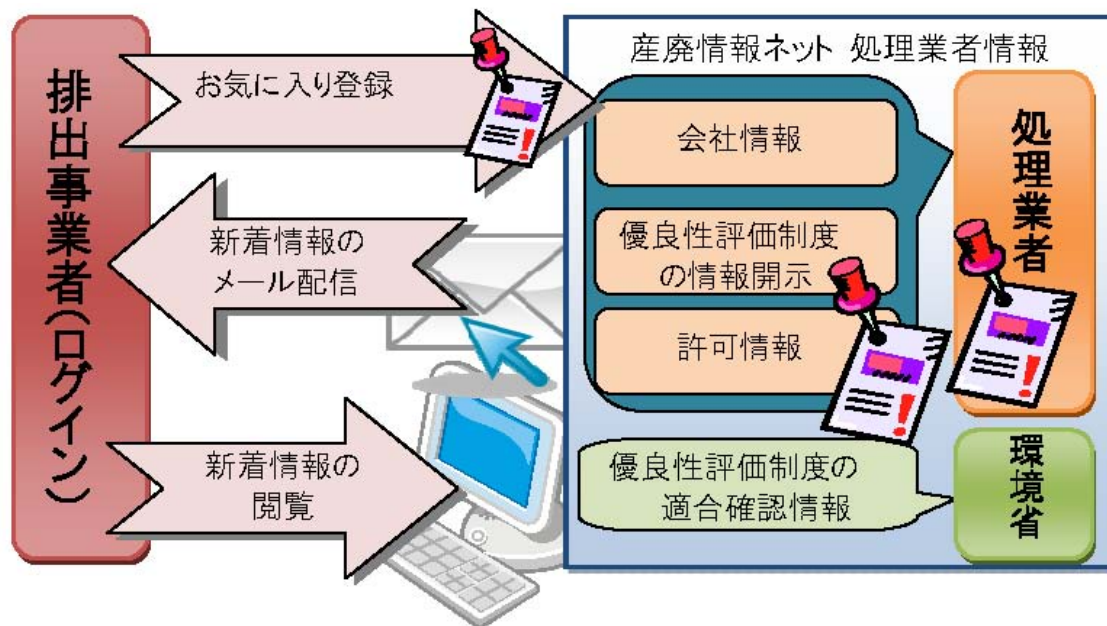


図1 排出事業者向け新サービスの概要

このように、排出事業者は、取引先等の処理業者や許可条件等をあらかじめ「お気に入り登録」することで、お気に入り登録業者が情報更新したり、委託したい廃棄物や排出場所での許可を持つ適合事業者が新たに現れ

たら、通知メールを受けとることができます。

排出事業者は、そのためにメールアドレスとパスワードでログインします(次頁図2参照)。なお、新着情報をメール受信するためには、ユーザー情報を登録

するに「更新通知メールの配信を希望する」にチェックを入れて選択することがポイントです。

次頁より排出事業者の活用方法について、2つの具体例を紹介します。





図2 トップページのアイコンから登録してパスワードを取得

### 活用例①

#### 処理委託先を管理する

1つ目は、処理委託先が情報更新したことをメールで知り、内容を確認して適正処理の確保に活用する方法です。設定はメニュー「処理業者を検索・削除する」で委託先を探し、「お気に入り登録」するだけです。これによ

りお気に入り登録した処理委託先が情報更新すると、定期的な情報更新の通知メールが届き、ウェブを開くと更新された項目が一目でわかるように色が付いて確認できます(図3参照)。例えば、このときに財務諸表が更新された場合には、処理業者とコミュニケーションをとることに

よって状況の変化に早期に対応することができます。また、現地確認をする際の参考資料として、更新された項目に色が付いたウェブページをその都度に保存しておく、前回訪問時から変わった箇所として重点的に確認するといった活用も考えられます。

■産業廃棄物処理業の優良性の判断に係る情報開示

産業廃棄物処理業者氏名 (法人にあっては名称)	サンプル株式会社
業者番号	999999
会社情報	
氏名または名称	サンプル株式会社
住所	〒101-0044東京都千代田区〇〇町0-0-0
代表者氏名(法人の場合)	山田太郎 平成21年5月7日 重任
役員の氏名および役員就任年月日(法人の場合)	専務取締役 ○○○○ (△△年△△月△△日就任)
	常務取締役 ○○○○ (△△年△△月△△日就任)
	取締役 ○○○○ (△△年△△月△△日就任)
	取締役 ○○○○ (△△年△△月△△日就任)
	取締役 ○○○○ (△△年△△月△△日就任)
法人設立年月日	平成△年△△月△△日
	平成 △年△△月 東京都千代田区にサンプル株式会社を設立

図3 更新された項目に色が付いたページ(イメージ)

## 活用例②

新たに処理業者を探す

2つ目は、新たに処理業者を探す場合の活用例です。いままで同様に廃棄物の種類や排出場所等を条件に許可情報を検索し

ても、希望する処理業者が見当たらないとき、同一条件の許可情報が新たに登録されたら更新通知メールを受け取ることができます。設定は「許可条件を設定する」で、許可の種類等の条件設

定を行うだけです。更新通知メールを受け取ったら、許可の内容を確認し、処理業者の情報公開等も見て検討することができます(図4参照)。

■許可条件選択	
廃棄物の種類 (選択はこちら)	指定なし
許可自治体 (選択はこちら)	指定なし
許可の種類	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物収集運搬業 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物収集運搬業 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処分量 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物処分量
電子マニフェスト 対応	<input type="checkbox"/> 収集運搬業 <input type="checkbox"/> 処分量

図4 許可条件選択ページ(イメージ)

今回の機能強化により、処理業者にとっては透明性を高め、正確な情報発信を行うことが益々重要となっています。処理業者がログインした画面では、

自社をお気に入り登録した人数が表示されるようになっており、差別化を図る姿勢を後押しする効果も期待されます。処理業者の情報公開と排出事業者による

活用により、相互の意思疎通と信頼の関係が一層深まり、産業廃棄物の適正処理が一層推進されることを期待しています。

## 優良性評価制度の入札要件化の動き広がる

優良性評価制度は、優良な業者が市場で優位に立てるような環境整備を図り、適正処理を推進することを目的に創設された。現在、全国で適合確認された適合事業者数は314社、許可数では2,953件(6月30日現在)となっているが、全国共通の基準であることから、いずれかの自治体で適合確認されていれば、一定のレベル以上であることが認められたこととなります。適合事業者が持つ全国の許可数を『産廃情報ネット』で集計したところ、収集運搬業で6,232件、処分量で474件(いずれも特別管理産業廃棄物を含む、3月31日現在)の許可数に上り、東京都も含めて、いずれかの自治体で適合確認されている事業者が全国で活躍する状況となっています。

このようななかで、公共機関が、適合事業者であることを入札の条件とする動きに拡がりが見られるようになってきました。昨年12月には(独)国立環境研究所において不用試薬類の収集運搬及び処分量業務において、本年6月には、大阪府立呼吸器・アレルギー医療センターにおいて産業廃棄物(ガラス屑、金属屑、廃プラスチック類)の収集運搬及び処分量業務において、入札参加資格となっています。また環境省においても、省の調達基準とすることについて調整を進めているとのことです。

民間企業においても、昨年度に中央の業界団体で説明した折のアンケート結果では、化学、鉄鋼、電機電子業界において委託条件化や評価項目としている大手企業が見られるなど活用が広がっていることから、今年度も情報開示の見方も含めてさらなる普及に努めて参ります。

# PCB 焼却試験

## 微量PCB混入廃電気機器等の 焼却実証試験の実施状況

環境省は7月14日に本年3月に実施した微量PCB混入廃電気機器等の焼却実証試験(第6・7回)の結果を公表した。

この実証試験は、微量PCB混入廃電気機器等の処理体制の整備に向け、850℃以上の高温で焼却できる既存の産業廃棄物処理施設において微量PCB混入廃電気機器等が安全かつ確実に処理できることを確認するため、関係自治体である広島県福山市、鳥取県、鳥取県境港市及び島根県松江市並びに実証試験施設の設置者である株式会社カムテックス及び三光株式会社の協力を得て実施されたものである。(表1：施設の概要)

今回の実証試験では、現在稼働中の産業廃棄物の焼却施設に、微量のPCBを含む絶縁油を投入し、排ガス中のPCB濃度等を分析することにより、これらが適正に処理されていることを確認した。

その結果、周辺環境に影響を及ぼすことなく安全かつ確実にPCBが分解されることが確認された。詳細には、①施設の敷地境界における大気中のPCB濃度及び施設の周辺における大気中のダイオキシン類の濃度(表2)、排ガス中のPCB及びダイオキシン類の濃度等(表3)についてはいずれも関係法令に定める基準値等よりも低いこと、②通常運転時と本試験時において排ガス中のPCB及びダイオキシン類の濃度に顕著な変化がないことから、試験試料を投入したことによる影響はないことが確認された。

なお、当該微量PCB混入廃電気機器等の焼却実証試験は、平成17年度から平成20年度まで毎年行われ、全国9カ所で計16回実施された(表4)。環境省は今後、協力が得られる他の施設においても、焼却実証試験を実施していく予定としている。

[技術部]



表1 施設の概要

	株式会社カムテックス	三光株式会社
施設設置者	株式会社カムテックス	三光株式会社
設置場所	広島県福山市	鳥取県境港市
焼却炉形式	回転ストーカ炉	ロータリーキルンストーカ炉
燃焼ガス温度	850℃以上	850℃以上
燃焼ガスの滞留時間	2秒以上	2秒以上

表2 大気中のPCB及びダイオキシン類の濃度

	株式会社カムテックス	三光株式会社
施設敷地境界 <sup>※3</sup>	PCB(通常運転時):0.18~0.66ng/m <sup>3</sup> (500ng/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	PCB(通常運転時):0.12~0.13ng/m <sup>3</sup> (500ng/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>
	PCB(本試験時):0.40~1.4ng/m <sup>3</sup> (500ng/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	PCB(本試験時):0.084~0.80ng/m <sup>3</sup> (500ng/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>
施設周辺 <sup>※3</sup>	ダイオキシン類(通常運転時):0.018pg-TEQ/m <sup>3</sup> (0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下) <sup>※2</sup>	ダイオキシン類(通常運転時):0.0086pg-TEQ/m <sup>3</sup> (0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下) <sup>※2</sup>
	ダイオキシン類(本試験時):0.056~0.073pg-TEQ/m <sup>3</sup> (0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下) <sup>※2</sup>	ダイオキシン類(本試験時):0.012~0.013pg-TEQ/m <sup>3</sup> (0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下) <sup>※2</sup>

※1：「PCB等を焼却処分する場合における排ガス中のPCBの暫定排出許容限界について」(昭和47年環大企第141号)で定める環境大気中のPCBの濃度

※2：ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年環境庁告示第68号)で定める基準値

※3：PCB及びダイオキシン類の濃度は高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計で測定

表3 排ガス中のPCB及びダイオキシン類の濃度等

	株式会社カムテックス	三光株式会社
試料のPCB濃度 <sup>※3</sup>	10ppm	12ppm
試料の量	3.2 キロリットル	1.6 キロリットル
排ガス中の濃度 <sup>※3</sup>	PCB(通常運転時):9.0ng/m <sup>3</sup> N (100,000ng/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	PCB(通常運転時):9.2ng/m <sup>3</sup> N (100,000ng/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>
	PCB(本試験時):6.1~7.2ng/m <sup>3</sup> N (100,000ng/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	PCB(本試験時):4.7~7.3ng/m <sup>3</sup> N (100,000ng/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>
	ダイオキシン類(通常運転時):0.00028ng-TEQ/m <sup>3</sup> N (0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N) <sup>※2</sup>	ダイオキシン類(通常運転時):0.0023ng-TEQ/m <sup>3</sup> N (1.0ng-TEQ/m <sup>3</sup> N) <sup>※2</sup>
	ダイオキシン類(本試験時):0.0010~0.0042ng-TEQ/m <sup>3</sup> N (0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N) <sup>※2</sup>	ダイオキシン類(本試験時):0.0035~0.0063ng-TEQ/m <sup>3</sup> N (1.0ng-TEQ/m <sup>3</sup> N) <sup>※2</sup>

※1：「PCB等を焼却処分する場合における排ガス中のPCBの暫定排出許容限界について」(昭和47年環大企第141号)で定める燃焼排ガス中に含まれるPCBの量

※2：ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)で定める基準値

※3：PCB及びダイオキシン類の濃度は高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計で測定

表4 焼却実証試験の実施状況

	焼却施設			試験試料				
	No.	名称等	形式	炉内温度	対象	PCB濃度	総量	実施日
平成17年度	1	光和精鉱(株)戸畑製造所 (福岡県北九州市)	ロータリーキルン 式焼却炉	1,100℃ 以上	絶縁油	10mg/kg	4.8kL	H18.3.13 ~15
	2	(株)カムテックス福山工場 (広島県福山市)	酸素バーナー式 溶融炉	"	"	24mg/kg	2.5kL	H18.3.20 ~22
	3	(財)愛媛県廃棄物処理セ ンター東予事業所 (愛媛県新居浜市)	ロータリーキルン 式焼却溶融炉	"	"	52mg/kg	1.8kL	H18.3.20, 22,23
平成18年度	4	光和精鉱(株)戸畑製造所 (福岡県北九州市)	ロータリーキルン 式焼却炉	1,100℃ 以上	紙くず 木くず	4.4~5.2mg/kg 4.3~8.0mg/kg	2.45t	H19.2.14 ~16
	5	(株)カムテックス福山工 場(広島県福山市)	酸素バーナー式 溶融炉	"	紙くず	6.3~48mg/kg	0.78t	H19.2.5 ~7
	6	(財)愛媛県廃棄物処理 センター東予事業所 (愛媛県新居浜市)	ロータリーキルン 式焼却溶融炉	"	紙くず 木くず	4.9~5.2mg/kg 6.3~13mg/kg	3.655t	H19.2.21 ~23
	7	エコシステム秋田(株) (秋田県大館市)	ロータリーキルン 式焼却炉	"	絶縁油	17mg/kg	1.7kL	H19.2.26 ~28
	8	(株)クレハ環境 (福島県いわき市)	"	"	"	140mg/kg	4.0kL	H19.2.12 ~14
平成19年度	9	エコシステム小坂(株)(秋 田県小坂町)	流動床炉	850℃ 以上	絶縁油	7.5mg/kg	0.8kL	H19.9.20 ~22
	10	(財)かながわ廃棄物処理 事業団かながわクリーンセ ンター (神奈川県川崎市)	ロータリーキルン ストーカ炉	"	"	28mg/kg	1.7kL	H19.9.12 ~14
	11	太平洋セメント(株) 小野田工場 (山口県山陽小野田市)	ロータリーキルン	"	"	9.7mg/kg	43L	H19.9.3 ~5
	12	(財)愛媛県廃棄物処理 センター東予事業所 (愛媛県新居浜市)	ロータリーキルン 式焼却溶融炉	1,100℃ 以上	絶縁油入り コンデンサ	509mg/kg	コンデンサ40台: 約400kg (絶縁油総量約 270L)	H20.3.25 ~27
平成20年度	13	エコシステム秋田(株) (秋田県大館市)	固定床炉 ロータリーキルン 式焼却炉	850℃ 以上 1,100℃ 以上	抜油後の変圧器及 びOFケーブル	底部の残絶縁油 36~75mg/kg	変圧器2台、OFケ ーブル入りドラム缶2 本	H20.11.18 ~20
	14	光和精鉱(株)戸畑製造所 (福岡県北九州市)	固定床炉 ロータリーキルン 式焼却炉	850℃ 以上 1,100℃ 以上	抜油後の変圧器と ドラム缶及び絶縁 油	変圧器から抜油した絶縁油 33~39mg/kg ドラム缶から抜油した混合 絶縁油48mg/kg	変圧器4台、 ドラム缶9本、 抜油した絶縁油 1.5kL	H20.12.9~ 11
	15	(株)カムテックス 福山工場 (広島県福山市)	回転 ストーカ炉	850℃ 以上	絶縁油	10mg/kg	3.2kL	H21.3.16 ~18
	16	三光(株)潮見工場 (鳥取県境港市)	ロータリー キルン ストーカ炉	"	"	12mg/kg	1.6kL	H21.3.24 ~26

# 土壌汚染対策法

## 改正と今後のうごき



本稿では、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律案」提出の経緯や、土壌汚染対策の現状と課題について触れた上で、改正後の土壌汚染対策法(以下「新法」という。)及び今後の動きについて説明します。

なお、新法の条文、新旧対照表等は、環境省ホームページ<sup>\*1</sup>に掲載されているので、必要に応じ御参照いただきたい。

### 美保 雄一郎

元・環境省水・大気環境局土壌環境課土壌モニタリング係長  
現・農林水産省経営局人材育成課農業労働力対策係長

#### 1 改正の経緯等

○土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)は、土壌汚染の把握に関する措置や、その汚染による健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的とする法律です。

○法の施行を通して浮かび上がってきた課題や、法制定時に指摘された課題を整理検討するため、環境省は昨年5月に、中央環境審議会に対し、今後の土壌汚染対策の在り方について諮問し、同審議会土壌農業部会土壌制度小委員会において議論が行われました。その結果、昨年12月、中央環境審議会会長から環境大臣に対し、「今後の土壌汚染対策の在り方について」の答申がなされました。

○この答申の中では、土壌汚染対策の現状と課題として、

①法に基づかない自主的な調査による土壌汚染の発見が増加しており、このような土壌汚染地については、情報が開示され、適切かつ確実に管理・

対策を進めることが必要

②最近の土壌汚染対策としては、健康被害のおそれの有無にかかわらず掘削除去<sup>\*2</sup>が選択されることが多いが、掘削除去は汚染の拡散のリスクを伴うものであることから、汚染の程度等に応じて必要な対策の基準を明確化し、指定区域<sup>\*3</sup>を健康被害のおそれの有無に応じて分類することが必要

③汚染土壌の不法投棄などの不適正処理の事例が発見されており、汚染土壌の適正処理の確保が必要

等が指摘されています。

環境省は、これらの指摘を踏まえ、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律案」(第171回国会内閣提出第59号)を国会に提出しました。同法案は、衆議院においてその一部が修正され、本年4月17日、参議院において可決、成立したところであり、同月24日、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」(平成21年法律第23号。以下「改正法」という。)として公布されました。

\*1 <http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html>

\*2 特定有害物質(法に基づく政令において定められている25種類の有害物質。鉛、砒素、トリクロロエチレン等。)に汚染された土壌を土地から掘削し、取り除くこと。

\*3 法に基づく土壌汚染の調査(以下「土壌汚染状況調査」という。)の結果、特定有害物質について一定の濃度基準を超過する土壌汚染が存在するものとして都道府県知事から指定を受けた区域。



## 2 新法の概要

以下、新法について、主要な条項を解説します。条項については、特に断りがない限り、新法の条項です。

### (1) 土壤汚染状況調査

#### ①第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の利用方法の変更時の届出義務

第3条第1項ただし書の確認の制度は、土地の利用の方法からみて健康被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けた場合に、土壤汚染状況調査の実施及びその結果報告の義務を免れることとするものである。しかしながら、確認を受けた土地の利用の方法が変更されることにより、その土地に一般人が立ち入ることが可能となれば、土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合もあり得る。

このため、確認を受けた土地の所有者等は、その土地の利用の方法を変更する前に、都道府県知事に対し、変更後の土地の利用の方法を届け出なければならないこととし(同条第4項)、都道府県知事は、変更後の土地の利用の方法からみて健康被害が生ずるおそれがないと認められない場合には、確認を取り消すこととした(同条第5項)。この取消しにより、確認を取り消された土地の所有者等は、改めて土壤汚染状況調査の実施及びその結果報告の義務を負うこととなる。

#### ②土壤汚染のおそれがある土地の形質が変更される場合の調査命令

土地の形質の変更は、それが行われる土地に土壤汚染が存在する場合には、掘削工事に伴う汚染土壌の飛散や、汚染土壌が帯水層に接することによる地下水汚染の発生、掘削された汚染土壌の不適正処理などにより、汚染の拡散を招くおそれがある。

このため、土地の形質の変更(変更部分の面積が環境省令で定める規模以上のものに限

る。)をしようとする者は、形質の変更に着手する日の30日前までに、当該形質の変更の場所、着手予定日等を都道府県知事に届け出なければならないこととし(第4条第1項)、都道府県知事は、届出を受けた場合において、その土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認めるときは、その土地の所有者等に対し、土壤汚染状況調査の実施及びその結果報告を命ずることができることとした(同条第2項)。なお、「特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地」としては、例えば、水質汚濁防止法上の有害物質使用特定施設の敷地又は敷地であった土地や、特定有害物質が土壌に漏洩した土地、法に基づかない自主的な土壤汚染の調査により土壤汚染の存在が確認されている土地等が想定される。

### (2) 区域の指定等

現行制度では、土壤汚染により健康被害が生ずるおそれの有無にかかわらず、特定有害物質について一定の濃度基準を超過する土壤汚染が存在する土地を一律に「指定区域」に指定している。このような制度の下では、「指定区域は、健康被害が生ずるおそれがある危険な区域である。」という安全サイドに立った判断が行われることになり、必ずしも汚染の除去等の措置<sup>\*4</sup>を講ずる必要のない区域においても、掘削除去が行われることが多い。しかし、掘削除去は、大量の汚染土壌の搬出を伴うため、その汚染土壌の不適正処理を招くなど、環境リスク拡散の防止の観点からは、望ましいものではない。

このため、特定有害物質について一定の濃度基準を超過する土壤汚染が存在する土地を、健康被害が生ずるおそれの有無に応じ、「要措置区域」と「形質変更時要届出区域」に分類して指定するとともに、土壤汚染による健康被害が生ずるおそれのある区域である「要措置区域」について

\*4 法では、土壤汚染の除去(掘削除去など)、土壤汚染の封じ込め(盛土、舗装、原位置封じ込めなど)等の土壤汚染対策をまとめて「汚染の除去等の措置」と呼んでいる。

は、都道府県知事が健康被害の防止の観点から最低限必要な汚染の除去等の措置の内容を指示することとした。

#### ①要措置区域

都道府県知事は、土壤汚染状況調査の結果、特定有害物質について一定の濃度基準を超過する土壤汚染が存在する土地であって、一般人の立入りがあったりその土地又はその周辺において地下水が飲用に供されているため土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の区域を、「要措置区域」として指定することとした(第6条第1項)。

また、都道府県知事は、要措置区域の指定をした場合には、その土地の所有者等又は汚染原因者のいずれかに対し、汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示することとし(第7条第1項)、この指示をするときは、その要措置区域で講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由等を示さなければならないこととした(同条第2項)。都道府県知事の指示を受けた者は、指示された汚染の除去等の措置又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置を講じなければならないこととし(同条第3項)、都道府県知事は、都道府県知事の指示を受けた者が措置を講じていないと認めるときは、措置の実施を命ずることができることとした(同条第4項)。

さらに、要措置区域内においては、都道府県知事から指示を受けた者が行う汚染の除去等の措置に伴うもの等を除き、土地の形質の変更を禁止することとした(第9条)。

#### ②形質変更時要届出区域

都道府県知事は、土壤汚染状況調査の結果、特定有害物質について一定の濃度基準を超過する土壤汚染が存在する土地であって、土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがな

い土地の区域を、「形質変更時要届出区域」として指定することとした(第11条第1項)。形質変更時要届出区域については、土地の形質の変更を行うことによる新たな環境リスクの発生を防止するため、現行法第9条と同様に、土地の形質の変更時の届出等を義務付けることとした(第12条)。

#### (3) 指定の申請

現在では、土地取引等の際に広く法に基づかない自主的な土壤汚染の調査が行われ、土壤汚染が発見されている。しかしながら、このような自主的な土壤汚染の調査により発見された土壤汚染地は、指定区域に指定されることはなく、法の規制の下で管理がなされていなかった。

このため、土地の所有者等は、その土地において自主的な土壤汚染の調査を行った結果、一定の濃度基準を超過する土壤汚染が存在すると思料するときは、都道府県知事に対し、要措置区域又は形質変更時要届出区域(以下「要措置区域等」という。)として指定することを申請することができることとした(第14条第1項)。都道府県知事は、土地の所有者等が行った自主的な調査が、公正に、かつ、法に基づく土壤汚染状況調査と同様の方法<sup>\*5</sup>により行われたものであると認めるときは、その自主的な調査を法に基づく土壤汚染状況調査とみなし、その結果に基づき、その土地の区域を要措置区域等に指定することができることとした(同条第3項)。

#### (4) 汚染土壤の搬出等に関する規制

##### ①汚染土壤の搬出時の届出

要措置区域等内の土地の土壤(以下「汚染土壤」という。)をその要措置区域等外へ搬出しようとする者は、搬出に着手する日の14日前までに、汚染土壤の汚染状態、体積、運搬の方法、汚染土壤を処理する施設の所在地等を都道府県知事に届け出なければならないこととし

\*5 土壤汚染状況調査の方法は、土壤汚染対策法施行規則において定められている。

た(第16条第1項)。都道府県知事は、届出の内容が②に違反していると認めるときは、搬出の計画の変更を命ずることができることとした(同条第4項)。なお、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌の搬出を行う場合や、汚染土壌を試験研究の用に供するために搬出を行う場合には、届出の対象外としているが(同条第1項ただし書)、前者については、事後的に届出が必要であることとした(同条第3項)。

#### ②搬出汚染土壌の運搬及び処理

汚染土壌を要措置区域等外において運搬する者は、環境省令で定める運搬基準に従って運搬しなければならないこととした(第17条)。

また、汚染土壌を搬出する者は、自らが⑤の許可を受けた者(以下「汚染土壌処理業者」という。)であってその汚染土壌を処理する場合等を除き、その汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならないこととした(第18条第1項)。

#### ③措置命令

都道府県知事は、汚染土壌を運搬した者又は汚染土壌を要措置区域等外へ搬出した者が②に違反した場合において、汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、その汚染土壌の適正な運搬、処理のための措置等を命ずることができることとした(第19条)。

#### ④管理票

汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する者は、その汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、管理票を用いて、その汚染土壌が適正に運搬、処理されたことを確認しなければならないこととした(第20条)。また、虚偽の管理票の交付等については、これを禁止するこ

ととした(第21条)。

#### ⑤汚染土壌処理業

汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設(以下「汚染土壌処理施設」という。)ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならないこととした(第22条第1項)。

都道府県知事は、

- 1) 汚染土壌処理施設、申請者の能力が、その事業を的確かつ継続して行うに足りるものであること
- 2) 法又は法に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であること等の欠格事由に該当しないこと

のいずれにも適合しているときでなければ、許可をしてはならないこととした(同条第3項)。汚染土壌処理業の許可については、5年間の有効期間を設け、更新を受けなければ失効することとした(同条第4項)。

また、汚染土壌処理業者に対しては、以下を義務付けることとした。

- 環境省令で定める汚染土壌の処理基準に従い、汚染土壌の処理を行うこと(同条第6項)
- 汚染土壌処理施設に汚染土壌の処理に関する記録を備え置き、利害関係者の求めに応じ、これを閲覧させること(同条第8項)
- 汚染土壌処理施設において事故が発生したときは、直ちにその旨を届け出ること(同条第9項)

さらに、都道府県知事は、汚染土壌処理業者が処理基準に適合しない汚染土壌の処理を行ったと認めるときは、その汚染土壌処理業者に対し、汚染土壌の処理の方法の変更等を命ずることができることとした(第24条)。都道府



県知事は、汚染土壌処理業者が上記1)又は2)に適合しなくなったとき等は、その許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めて、その事業の全部又は一部の停止を命ずることができることとした(第25条)。

また、汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は事業の許可を取り消された汚染土壌処理業者は、汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染の拡散の防止等の措置を講じなければならないこととし(第27条第1項)、都道府県知事は、汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認めるときは、その施設を事業の用に供した者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとした(同条第2項)。

#### (5) 指定調査機関

##### ① 指定の更新

指定調査機関<sup>\*6</sup>の指定に5年間の有効期間を設け、更新を受けなければ失効することとした(第32条第1項)。環境大臣は、この更新の際に、指定調査機関が経理的基礎・技術的能力を有すること等を確認し、基準に適合していると認められない指定調査機関は、更新を受けられないこととした(同条第2項により準用される第31条)。

##### ② 技術管理者の設置

指定調査機関は、土壌汚染状況調査等を行う土地における土壌汚染状況調査の技術上の管理をつかさどる者を、技術管理者として選任し、土壌汚染状況調査に従事する他の者の監督をさせなければならないこととした(第33条・第34条)。

また、環境大臣は、指定調査機関が技術管理者の選任義務に違反した場合には、その指定を取り消すことができることとした(第42条第2号)。

#### (6) 都道府県知事による土壌汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等

都道府県知事は、その都道府県内の土壌汚染に関する情報を収集し、整理し、保存し、及び適切に提供するよう努めることとした(第61条第1項)。この規定により、土壌汚染の調査の結果や、講じられた土壌汚染対策に関する情報等が収集されることになり、第4条第2項や第5条第1項の都道府県知事の命令が適切に行われること等が期待される。

また、都道府県知事は、公園、学校、卸売市場等の施設を設置しようとする者に対し、施設を設置しようとする土地の土壌汚染のおそれの有無を把握させるよう努めることとした(同条第2項)。

#### (7) その他

その他経過措置などの所要の規定を設けている。

## 3 今後の動き

改正法は、平成22年4月1日までの間において政令で定める日から施行することとしています。また、施行時に都道府県知事の許可を受けた汚染土壌処理業者が存在しないと、要措置区域等外へ搬出する汚染土壌が処理できなくなってしまうことから、施行前であっても、都道府県知事による汚染土壌処理業の許可を受けようとする者は、その申請をすることができることとしています(この規定は公布の日(平成21年4月24日)から6ヶ月を超えない範囲において施行することとしています。)

今後、政省令等の内容が中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会において審議されることとなっており、同小委員会での審議の後にパブリックコメント等の所要の手続きを経て、政省令等が制定される予定です。

\*6 土壌汚染状況調査を行う者として、環境大臣の指定を受けた調査機関。

循環型社会における  
産業界  
の役割

# 組織改革で 見える化推進へ

社団法人日本電線工業会

事務局長兼調査部長 諏訪 政市

## 革命的発想・導体サイズアップ

シリーズ「循環型社会における産業界の役割」、今回は(社)日本電線工業会に登場願った。諏訪政市事務局長兼調査部長に低炭素化社会、循環型社会づくりに向けての同工業会の取組みや、展望を聞いた。諏訪事務局長は「昨年、創立60周年を機に組織の大改革を実施し、合理化の推進とともに実働型の12の政策部会を設けました。現在、その趣旨の理解を求め、また中堅会員から工業会への要望事項を把握するために会員を順次訪問をしています。道半ばとはいえ、その成果は徐々に見えてつあります」と述べるとともに「環境対策については、平成21年度事業計画の重点活動テーマの第一に位置付けて取り組んでいます」と強調した。工業会あげての産業廃棄物減量活動、技術革新や相互連携・協力による3Rの推進、環境配慮型を指向したEM(エコマテリアル)電線に代表される製品原材料の開発研究など、幅広い取組みで、循環型社会での新たな展開に向けての動きを進めている。

### 開かれた工業会へ

—昨年組織の大改革を実施されたそうですが—

**諏訪事務局長** 工業会は昨年創立60周年を迎え、組織の大改革を実施しまして、12の政策部会を設けるとともに、製品毎に問題に取り組む方向を打ち出しました。工業会組織自体も理事、監事などの定員削減や事務局のスリム化を進めました。従来はどちらかといいますと技術系の委員会も調査系の委員会も大手

会員中心でした。これからはそれではダメだということで、製品毎の政策部会で、中堅会員の意見を汲み上げやすいように、門戸を開き、実働型の組織にしました。いわば開かれた工業会とか工業会の見える化といった言い方をしていますが、1年ほど実施してみて、着実に成果を上げてきています。またその一環として役員と職員がペアで会員のところに出かけ、ヒヤリングを行っています。会員の抱えている問題や課題を聞き、検討

課題に吸い上げて行く努力をしています。平成21年度事業計画の重点テーマは、中堅会員の経営基盤強化支援、グローバル化への対応とともに、環境対策をそのトップに掲げています。

### CO<sub>2</sub>排出削減でスターSの評価

—環境問題への取組の現状はどうですか—

**諏訪** 工業会では会員の努力により、産業廃棄物発生量、最

終処分量を着実に減らしてきました。新組織では、調査系委員会の中に環境専門委員会を設け、これは環境省とか経産省といった行政対応を行い、工場、事業所等のCO<sub>2</sub>やVOC等の排出削減を検討しています。技術系委員会の環境技術委員会は文字通り技術問題に取り組んでおり、環境技術委員会の下に環境配慮設計、化学物質対応、環境荷造り検討の小委員会を設けています。例えば荷造り問題については、調査系の物流専門委員会と環境荷造り検討小委員会が連携して活動するといった対応をしています。そのような努力の結果はCO<sub>2</sub>排出削減では経産省所管の業種の中で、2007年度に続き2008年度もトップの評価をいただきました。いわゆるスターSという評価を(社)日本ガス協会さんと共にいただきました。これは会員の努力の成果が高く評価されたと思っています。

### 3R推進で多くの成果

—そういった成果の背景を具体的に—

**諏訪** 産業廃棄物の発生量の低減、最終処分量の削減、3Rの推進ということです。再生プラスチックの電線被覆材への再利用ですね。ある程度の太い電線では被覆部分を剥離して再利用



「工業会あげての環境問題への幅広い取組み」を語る諏訪事務局長

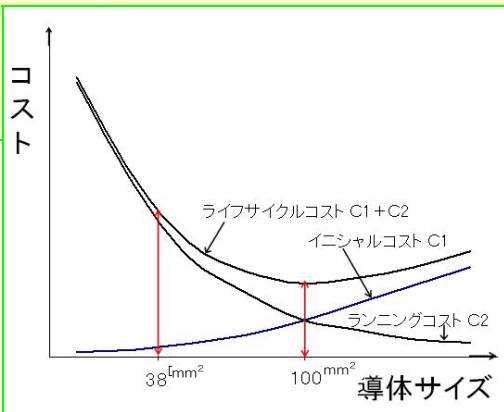
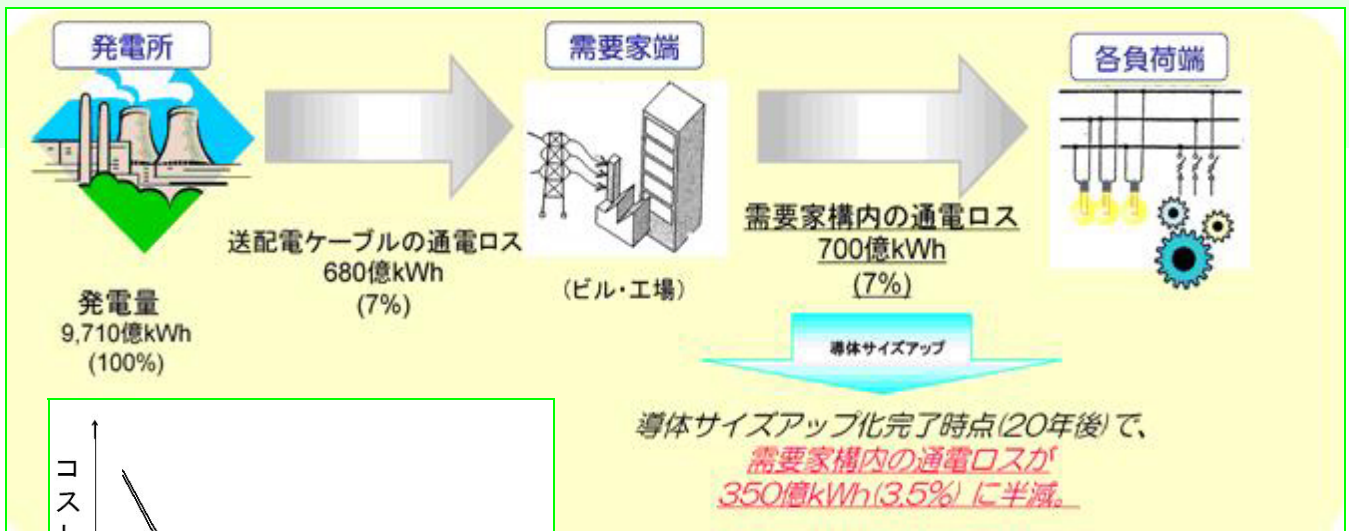
できますが、細いものになると加工コストが合わない、そこで細い電線は破砕機で粉砕します。いわゆるナゲットにし、これを分別し、有価物を回収します。最後に残ったものは燃やし、サーマルリサイクルします。そして減量された残灰は埋立処分にします。基本的には銅も含めて全部のマテリアルリサイクルを目標にしています。理想的な例としては、電力会社等の大口ユーザーから、廃電線・ケーブルをそのまま返却いただきリサイクルして必要な製品を納入(返却)するといったクローズドリサイクルを実現しています。

### ラウンド輸送に成功

—他にはどのようなことに取り組んでいますか—

**諏訪** 電線産業はCO<sub>2</sub>排出量は少ない産業ですが、試行的排出量取引に会員6社が参加しています。また、各専門委員会は、年1回は活動成果報告会を行い、それぞれの分野において成功事例や有効な情報を共有しレベルアップを図っています。例えば物流専門委員会の研修会では、当初は物流コストを下げるのが目的で物流改善事例の紹介を主にして来ましたが、このような活動は結果的に環境対策に大きく貢献してきました。また、3Rを推進するために環境荷造り検討小委員会と連携し、ユーザーの理解をいただきながら梱包材料の省略(無包装化)を行ったり、ケーブルを巻くドラムの材料の検討をしています。木製だと何度もリユースできません





導体サイズ削減による経済メリット

### CO<sub>2</sub> 削減効果

都宮と大阪間を毎日ラウンド輸送するもので、このモーダルシフトで年間約 242tCO<sub>2</sub> 排出削減を可能にしました。

このきっかけとなりましたのが、平成19年に国交省により設置された「JR貨物による輸送品質改善・更なる役割発揮懇談会」でした。JR貨物と当会が共同で取組んだ結果、本邦初の異なるメーカーによる商業ベースの運用が実現できました。

これにより(社)日本物流団体連合会から物流環境大賞の部門賞である「物流環境保全活動賞」をJR貨物と共同受賞しました。また、大型建設現場への電線・ケーブル搬入時の環境問題解決策として、ゼネコン、電気工事業者の協力をいただいて「同一工事現場向け共同納入」を実施しています。大都市のビル建設現場や空港施設建設現場には毎日

何台ものトラックでの納品があり交通渋滞や大気汚染の原因となります。そこで当会で工事現場の近くに倉庫を借りて、そこに一旦納入予定の電線を集荷して、そこから毎日少数のトラックで納入します。共同納入の実績は1996年のJR京都駅ビル向けを皮切りに60件以上にもなります。

### 電線サイズアップでロス低減

—環境配慮型という言葉がよく使われていますが、材料面、構造面での技術革新ということですか—

**諏訪** 一般的には電気を流すとロスが出ます。超電導ケーブルですと電送ロスはゼロですが、銅を使ったケーブルはロスが伴います。電気事業連合会の資料によりますと発電所から受電設備までの間で5~7%の送

が、プラスチック製や鉄製にして何回も使うとか、使用済木製ドラムを回収、修理して使う工夫をするといったことや再生ドラムの側面の塗装(灰色)やメーカー名の刷込を廃止し、その代わりに社名、品名等を印刷した紙を貼り、再生ドラムをどのメーカーでも再利用できるようにするなど、業界全体で取り組んでいます。物流専門委員会の長年の懸案でしたCO<sub>2</sub>排出削減の目玉は日本貨物鉄道((株)JR貨物)のコンテナを使ったモーダルシフトで、平成20年10月に運用を開始することができました。これは大手会員2社の荷物を31フィート・大型コンテナ2基で宇

電ロスが出ると報告されています。そして、受電設備からモーターなどの電力を消費する機械設備までの間で更に同様のロスが発生します。しかも送電設備よりもビルや工場といったユーザー設備の方が圧倒的に電線の量が多く、約3倍あります。この通電ロスを何とかしようということで検討を開始しました。理屈では電気が通る銅線の断面積を2倍にするとロスが半減します。電圧100Vを200Vにすればやはりロスは半減します。ここに着眼し、導体のサイズを38mm<sup>2</sup>から100mm<sup>2</sup>へ変えて実証実験しました。実験の結果サイズを2倍にすることで通電ロスを半減できることが確認されました。

—初期投資が多くなるので高くなるのでは—

**諏訪** 初期投資は電線が大きくなる分とそれに接続する部品等も大きくなり、高くなります。しかし、電気代が低減されることを前提に、ライフサイクルコスト(LCC)を考え、最も経済性の高いところを見つけました(図表参照)。そして、約7年間で初期投資の増額分は回収できるとの結論を得ました。その結果、電線サイズを決定する従来の許容電流表を改めて環境配慮許容

電流表(仮称)を作り、国内規格化し、設計段階からLCCを考えたケーブルの選定ができるよう経産省の支援を受け、(財)日本規格協会の下で検討を進めています。将来的には国際規格(IEC)まで発展させよう取組んでいます。マクロ的には、銅を多く使いますが、これは100%リサイクルしますし、日本の財産ですから、石油の備蓄と同じと考えています。私見ですが、発電の主力を原子力発電とし、電力を超電導ケーブルで受電設備へ送り、構内では環境配慮許容電流表を基に電線サイズを選定することによって一気通貫で大きな省エネルギー、すなわちCO<sub>2</sub>排出削減が達成されると思っています。

### EM電線・ケーブルの普及促進

—従来の電線から発想の転換、技術革新へと話は進みましたが—

**諏訪** 最後にこれだけというテーマがあるのです(笑い)。EM電線・ケーブルの紹介をさせてください。主にビルや工場に敷設されている建設用電線・ケーブルの話になりますが、EM電線は、たとえ燃えてもハロゲン系ガスも腐食性ガスも発生しない、鉛などの重金属を

まない、耐熱温度が高いため、電線のサイズが小さくて済むなどの特長を持っています。リサイクルもし易く、廃棄物の減量にもつながり循環型社会に適合した電線・ケーブルです。なお、EM電線が廃電線・ケーブルの分別・解体現場での選別を容易にかつ確実にできるように被覆(シース)上に一本の山(一条突起)を付ける仕様に変更し、リサイクル性をさらに向上させようとしています。

もうひとつは、製品含有化学物質対策ですが、いわゆるREACH規則への対応は、昨年12月に電線業界としてのガイドランスを策定し、会員に周知徹底し、統一した形で対処して行くことにしています。材料の含有物質情報は、川上メーカーから入手したMSDS(製品安全データシート)、MSDSplusおよびAIS(アーティクル情報記述シート)の記載情報とし、川下ユーザーからの要求に応じて、AISを用いて回答をします。電線業界としてまとまった対応をすることは、サプライヤーやユーザーにとってもメリットが大きいと考えられます。

—ありがとうございました。

(聞き手:(株)環境産業新聞社 森本 洋)

## 使用済判断基準など審議する

— 自動車リサイクル法の円滑な施行 —

### 第24回産構審・中環審合同会議

第24回産業構造審議会・中央環境審議会の自動車リサイクル合同会議が7月7日午後2時30分から東京・三田の共用会議所で開催され、①使用済自動車の判定基準、②引取業者の役割分担、③部品リユースの拡大、④自動車リサイクル法の施行状況、⑤道路運送車両法改正後の処理状況について討議した。

使用済自動車の判定基準については、第22回合同会議の不適正保管対策、不法投棄対策、第23回合同会議のオートオークションでの議論で示されたように中古車であるか、使用済自動車であるかの決定は、所有者の意志を踏まえ、所有者と引取業者の間で決まるものであるが、実際の中古車流通や不適正保管の現場では明らかに自動車の機能を損ない使用済自動車と考えられる車両も存在する。このような状況を避けるためには、適正かつ透明性の高い法運用が必要であり、該当する自動車の客観的な状況に基づく判断を利用することが重要であると指摘、個別自動車の条件はそれぞれ異なり、一律基準では判断できないので、複数の項目を設定し、総合的な判断をするための手順を検討する必要があるとして、基本的な考え方として、①主要部品の欠損状況、②自動車の損壊状況、③同使用状態、④同市場の評価、⑤オークション等の取扱状況、⑥所有者の不存在や周辺環境への影響といった判断材料になる指標を示し、総合判

断手順を今年中に整理したいとしている。

引取業者の役割分担については、法のリサイクルシステムは、所有者が引取業者に使用済自動車を引き渡すことから始まっており、引取業者の役割は重要である。(第4条第2項)これを前提に最終ユーザー(自動車を最後に利用した者)の義務と権利として①法上のリサイクル料金の負担、②道路運送車両法の抹消登録等、③車検の残存期間に応じた自動車重量税の還付等がある。このため最終ユーザーと引取業者との間で、中古車か使用済自動車か明確にして取引されることがユーザーの適切な費用負担を担保し、リサイクル制度の透明性、信頼性を確保するために重要であると、中古か使用済かの判断の重要性を強調、改めて引取業者の役割を確認し、関係者の中で徹底するとともに、引取行為をより明確化するための方策が必要ではないかとしている。

この後、自動車リサイクル法の施行状況(別表参照)など説明した。具体的な内容としては、①メーカー等の再資源化の実施状況、②法の事業者登録及び許可の状況、③リサイクル料金の預託状況、④同管理・払渡し状況、⑤リサイクルシステムの稼働の状況、⑥情報の流れ、⑦離島対策・不法投棄対策、⑧不法投棄・不適正保管状況等10項目にわたって説明された。



# 平成20年度自動車リサイクル法の施行状況(概要)

## 1. 自動車メーカー等による再資源化等の実施状況

【平成20年度使用済自動車発生台数】 358万台 [平成19年度：371万台]

【平成20年度再資源化状況】

リサイクル率(%)		
	シュレッダーダスト	エアバッグ類
目 標	30(平成17年～)、50(平成22年～)、70(平成27年～)	85
H20年度	72.4～80.5	94.1～94.9

※フロン類(メーカー引取量)：CFC:132,767kg HCF:701,925kg

## 2. 自動車リサイクル法の事業者登録・許可の状況

引取業者	フロン類回収業者	解体業者	破碎業者	合 計
77,635	17,623	6,689	1,299	103,246

## 3. リサイクル料金の預託状況

【預託別実績】

	新車登録時	車検時	引取時	合 計
預託台数	4,710,448		512,910	5,223,358
預託金額(千円)	52,574,067		2,734,219	55,308,286

【預託台数及び預託金額残高】

預託台数(台)*	預託金額残高(千円)
74,767,000	770,655,774

【輸出返還の状況】

返還台数(台) (19年度実績)	預託金額(千円) (19年度実績)
1,444,191 (1,095,991)	15,843,885 (11,594,058)

※後付装備は除く

## 4. 稼働状況について

【自動車メーカーの3品目の取引状況】

品 目	フロン類	エアバッグ類	ASR
引取報告件数	2,717,277	1,306,233	3,229,027

## 5. 離島対策、不法投棄対策及び不適正保管の状況

【離島対策の実績】

- 離島所在の89市町村に対して、23,222台の支援を実施。
- 平成21年度は、119市町村に対して、37,360台への支援を計画。

【不法投棄・不適正保管実績】

- 全国の不法投棄・不適正保管車両は、14,983台まで減少。(平成19年度末：22,280台)
- 100台以上の大規模案件についても減少。(平成20年度末時点：17件2,434台)

## サフライズ!さんぱいフライズ

### 平成21年度 産業廃棄物処理助成事業

(財)産業廃棄物処理事業振興財団

本財団では、平成4年の創設以来、産業廃棄物問題の解決に向けて、優良な処理施設の整備を支援する「債務保証事業」、都道府県等が不法投棄された廃棄物の撤去(原状回復)を資金面で支援する「適正処理推進事業」、技術開発や起業化のための助成を行う「助成事業」、PCB等処理事業への支援、インターネットや広報誌による情報提供及び処理業者への講習会等を行う「振興事業」の4つの事業に取り組んでいます。

そしてこれらの活動を行うことで、産業廃棄物の適正処理・減量化、さらには再資源化等の促進によって、持続可能な循環型社会の構築に資するクリーンな生活環境の保全と、産業の健全な発展に貢献しています。

助成事業については、資源循環型社会システムの効率的な構築のために必要な高度な技術力の育成支援及び健全な処理業者の育成支援のための強化策として実施することとしております。具体的には、産業廃棄物に関する3Rの技術開発、いわゆる廃棄物の発生抑制・減量化技術の開発、循環資源の再利用技術の開発、再生利用技術の開発、環境負荷低減技術の開発、既存の高度技術を利用した施設整備やその起業化、及び農林漁業バイオ燃料法第12条第1項第2号の対象となる認定研究開発事業(以下「バイオ燃料認定研究開発事業」という。)に対して助成金を交付するものであり、これらが他事業へ普及し、環境への負荷を低減した資源循環型社会システムの重要な機能を担うことを期待しています。

[技術部]

#### 1. 申請資格

次の全ての条件を満たしている者とし、ただしバイオ燃料認定研究開発事業を行う者は①、②、④を除く。

- ①産業廃棄物の処分を業として行う者又は行う予定の者(少なくとも事前協議に入っているものとする)。
- ②従業員数300人以下又は資本金10億円以下のどちらかに該当すること。
- ③過去5年間、廃棄物及び公

害防止に関する法律等の規定による不利益処分を受けていないこと。

- ④原則として、応募事業が同一期間内に他の公的助成を受けていないこと。

なお、助成事業として決定された場合は、産廃情報ネットによる情報開示を行うこと。

#### 2. 対象となる事業

- ①産業廃棄物に関する次の①～④とします。

- ①3Rに関する技術開発事業又は環境負荷低減に関する技術開発事業(以下「技術開発」という。)
- ②高度技術を利用した3R又は高度技術を利用した環境負荷低減施設の整備事業(以下「高度技術施設」という。)
- ③上記①、②に関する起業化のための調査事業(以下「起業化調査」という。)
- ④バイオ燃料認定研究開発事業

### 3. 助成の概要

#### (1)助成額

①技術開発(バイオ燃料認定  
研究開発事業も含む。)

最高500万円

②高度技術施設

最高500万円

③起業化調査

最高50万円

#### (2)助成率

技術開発、バイオ燃料認定  
研究開発事業及び高度技術施設  
については、助成率は助成  
対象事業に要する費用の3分  
の2以内、起業化調査につい  
ては、助成対象事業に要する  
費用の3分の1以内に相当す  
る金額とします。

#### (3)助成事業の達成期間

原則として、助成が決定し  
てから1年以内とします。

#### (4)助成の決定

助成事業振興委員会での審  
査結果に基づき、企画運営委  
員会の議を得て、本財団理事  
長が助成事業を決定します。

#### (5)成果の報告

助成が決定した事業の申請  
者は、助成事業終了後3ヶ月  
以内に本財団へ成果報告書を  
提出していただきます。(成果

報告書は、1年間の助成事業  
の成果がわかるものとし、公  
表資料とします。)また、その  
後4年間は、年に1回、助成事  
業による成果の活用状況等に  
ついての報告書を提出してい  
たいただきます。

### 4. 選考について

#### (1)助成事業振興委員会

委員会は学識経験者、関係  
団体、マスコミ等(7名)で構成  
します。

#### (2)産業廃棄物の処理事業の振 興に寄与するものであること。

### 5. 応募手続きについて

#### (1)申請書等の申し込み

募集内容の詳細及び申請書  
類一式は本財団のホームペー  
ジからダウンロードしてご利用  
下さい。なお、郵送をご希  
望の場合はFAXまたは郵送  
で下記事項をお知らせ下さい。

①送付先の郵便番号、住所、  
電話番号、FAX番号

②担当者の役職、氏名

③必要部数

④「助成事業申請書類を送付  
のこと」と明記して下さい。

#### (2)応募方法

記入要領を参考に申請必要  
書類を記入し、下記の応募先  
に郵送して下さい。

#### (3)申請必要書類(各1部)

①助成事業申請書((様式1)お  
よび(申請書))

②会社説明書(定款の記載さ  
れたもの)

③産業廃棄物処分業許可証又  
は特別管理産業廃棄物処分  
業許可証の写し(2都道府  
県・政令市以上で許可を受  
けている場合は、応募事業  
に関連するものの中で代表  
となるもの、かつ申請書に  
記載した内容と同一のも  
の)又は事前協議に入っ  
ていることが証明出来る書類  
の写し(ただし、バイオ燃料  
認定研究開発事業は除く。)

#### (4)応募締切日

平成21年10月31日(土)当  
日消印有効

#### (5)注意事項

○採決の結果はFAX(または  
郵送)にて、担当者にお知  
らせします。

○採否の理由についてのお問  
い合わせには応じかねます。

○ご提出頂いた申請必要書類  
等は返却いたしません。

#### <申請書等申し込み及び応募先>

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号 堀内ビルディング3階  
財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 技術部(担当:福本、日比)  
TEL 03-3526-0155 FAX 03-3526-0156  
URL <http://www.sanpainet.or.jp>



— 成友興業(株)を訪ねて —

債務保証業務シリーズ [18]

# がれき類・建設汚泥対象に — フィラー活用で完結型リサイクル達成 — 処理施設が本格稼働へ

当財団が平成19年11月に債務保証を決定した、成友興業(株)のがれき類・汚泥の高度リサイクルプラントが完成し、このほど当財団の樋口理事長も出席して竣工式が執り行われました。

本誌では、竣工式を無事終えた同社を訪問し施設の見学をすると共に、細沼社長にインタビューを行いました。

## □ — — —

### がれき類・汚泥リサイクル施設完成

成友興業(株)のがれき類・汚泥リサイクル施設が東京臨海部の城南島に完成、6月29日に竣工式が行われた。同施設は、東京都が臨海部の所有地を活用して取り組んでいるスーパーエコタウン事業に位置づけられるもので、ビル等の解体工事から発生するコンクリートガラ、建設現場から排出する建設汚泥を対象にアスコン・生コンに利用される再生骨材、道路工事等に使われる再生路盤材そして管布設や造成工事の埋戻材に使われる改良

土を生産し、再流通するシステムである。

同社は、昭和50年に建材事業を軸に会社を設立し、主に建設業界を中心に事業展開してきているが、砂利採取跡地活用等の分野から昭和54年には産業廃棄物収集運搬業を開始し、平成2年には産業廃棄物中間処理業の許可を取得、秋川工場では日量800tのがれき類の処理を行った。平成8年に初代細沼治夫社長の後を受けて、現社長である細沼順人氏が社長に就任、順調な企業業績を積み重ねてきた。平成11年には東京都とエコライ協定いわゆる産業廃棄物適正処理資源化推進協定を締結した。この頃、再生プラント施設を改修して処理能力を日量800tから1,200tに増強、平成15年には東京都初といわれる無機汚泥造粒固化処理施設を開設、汚泥処理・リサイクル分野へ業務を拡充した。平成18年には東京都からスーパーエコタウン事業者認定され、平成21年6月29日のがれき類・汚泥リサイクル施設の竣工式が行われた。同施設の処理能力はがれき類4,080t/日、建設汚泥

## 細沼社長の一言

「昭和50年の会社設立以来、主体は砂利を扱ってきました。当時は川砂利時代で、20年続いたそうです。その後は羽村あたりで知られている岡砂利の時代に入り、この掘った後の砂利穴の利用で産業廃棄物分野に進出、仲間や客先も増え、中間処理工場を開設、この分野に参入したわけです」と成友興業(株)の建設資材、とくに砂利や砂に対する品質、流通への取り組みの歴史的背景を語った。「岡砂利も限界になり、山の碎石に移りました。これも概ね20年位続きました。再生碎石が世の中に出たのが平成元年頃でした。私どもは平成2年から再生碎石を手掛けましたが元々は碎石山の山持ちに成りたかった。しかし、その資力がなく、買付販売をしていましたが、岡砂利等をやってきました経験もあり、再生碎石に取り組んだわけです、それが平成2年、あきるので始めた事業です」と再生碎石への取組の背景を語った。

平成8年に社長に就任、当時のことを「今まで碎石業界の流れを見つめてきましたが、当業界は大体20年周期で形が変わるようです。ですから平成元年頃から始まっていることは平成20年頃には事業としての寿命が来るわけです。そんなことから平成8年に社長に就任しましたが、同時に再生碎石に変わるものを模索してきました。その一環として建設汚泥を再資源化し、東京都で始めて造粒固化許可を取り、改良土として販売しました。しかし、インパクトが弱く、さらに何かということでもたまたま建設土木工事業をやっており、がれきの発生量とリサイクル路盤材の使用量がアンバランスの状況を見ていました。コンクリート再生材の研究会がゼネコン、関係省庁などの構成で進

「昭和50年の会社設立以来、主体は砂利を扱ってきました。



砂利業界 20 年周期を語る細沼社長

## フィラー活用已成功

— 細沼順人社長に聞く —  
品質本意の骨材再生

められており、何の伝もなく直に入会をお願いし、参加させていただいた」と体当たりの行動を語った。「元々砂利屋の倅ですから、石の品質はしっかりと見てきていますので、いろいろな方法の中で、研究会の幹事会社だった三菱マテリアルさんの加熱すりもみ方式が本当に品質の良い石が取れることが立証されていました。加熱しないでコンクリートガラから石を剥離する方法はなかなか不安定なんです。元々ガラには10%程度の水分が含まれています。すりもんでモルタルを剥がす工程の時間、速度が均質にすることが、この技術の重要なポイントで、何回もやり直すことになると、ランニングコストも掛かり、時間も掛かる、なおかつすりもみ過ぎると石の部分が減ってしまいフィラーが多くなる」と加熱すりもみ方式の採用を語った。「とにかく、お客が買いたいという品質を保持した製品でなければ成り立ちません」と品質本位の姿勢を崩さない。

この方式の成功は「副産物のセメントフィラーを改良土生産に活用できたことであり、この成功により方式が確立しました」と胸を張った。



1,440m<sup>3</sup>/日である。細沼順人社長は「私どもは会社を設立した父の時代から建材、具体的には砂利、砂の採取、その流通を本業にしてきました。そういった経験から砂利・砂の材質についても、その流通についてもまた採取先の減少についても熟知しております。環境問題、省エネ問題など総合的に考えるとコンクリートガラとか建設汚泥の処理ニーズの高さに加え、それらをリサイクルし、再び流通に乗せる業務展開は必ず社会が必要とすると考えています」と将来の事業展開を示唆しながら自信を見せていた。



#### システムとその機能

##### <RCプラント>

現場では、金子守城南島事業所長に説明を受けた。竣工一週間後だったため建設廃材置場のコンクリートガラとか建設汚泥は少なかった。持ち込まれる建設廃材は、計量器で重量を測定され、ここで記録、マニフェスト処理も行われる。同時に検査員が廃材の種類、受入可能物かどうかを判別する。受け入れた建設廃材は破碎機投入に合わせて調整され併せて手作業で鉄くず等の不純物も取り除かれた後ホッパーへ、ここからフィーダーでクラッシャー(第1次破碎)に送られる。この後コンベアで磁選機を経て破碎選別機(インペラーブレーカー)に送られ、40mm以下は篩い落とされる。これは路盤材に向けられる。この過程にも磁選機が設置されており鉄分を除去、一方、大きなものは元に戻るが、ここは路盤材に行くRC40mm以上と破碎加熱すりもみ工程に行くものと切り替えるシステムになっている。インペラーに送られた後、大きいものはインペラーにリターンされ、インペラーのメッシュの交換により、RC40mmとRC砂が生産される。

また、破碎加熱すりもみ工程に送られるRC40



がれき類・汚泥リサイクル施設全景



破碎選別機



磁選機は、プロセス内に3ヵ所設置

mm以上は、ローターキルン炉に送られ、原材料の性状によるが、砂、砂利、セメント粉を分離しやすくするため平均的に約300℃に加熱処理され



る。このプロセスは、加熱によりコンクリートガラに含まれる砂と砂利(碎石)とセメント粉(セメントフィラーをバグフィルタで回収)を分離しやすくする効果があり、加熱された材料をすりもみし、コンクリートガラを3種類に分離、再生粗骨材と再生細骨材、セメントフィラーを生産する。この最終過程にも磁選機が設置されており、再生砂利・砂の品質管理を徹底している。鉄分除去では当初の手選別を加えると全工程の中に4カ所磁選機が設けられている。このシステムの基本的な流れを改めて説明すると、破碎処理工程で需要に応じて路盤材用のRC40mmとRC砂が生産される。コンベアの切り替えにより破碎処理された材料は加熱すりもみ処理工程に送られ、この工程ではアスコン・生コン向けの再生粗骨材と再生細骨材が生産される。

#### <改良土プラント>

リサイクル施設としては、一般的にはここで終了するが、ここでは不要物として発生するパウダー状のセメントフィラーを再活用し、改良土を生産し、システムは完了する。

その工程は、がれき類・汚泥リサイクル施設から副産物として生産されたセメントフィラーの固化機能を活用、建設汚泥、浄水汚泥、廃ベントナイト等無機質の汚泥を対象に改良土を生産する。

搬入された無機質汚泥は、ピットに貯留され、フィルタープレスで含水率約30%に脱水処理されたのちコンベアでミキサーに送られ、ここでセメントフィラーを添加、この適正配合がノウハウということだが、毎日バッチ試験をしながら調整している。この後、造粒固化し、規格に合わせて第1種、第2種の管布設とか造成工事埋戻材としての改良土が生産される。プラントのシステムに沿って説明してきたが、建設廃材、建設汚泥を2つのシステムで補完し合いながら、全く無駄のない



ロータリーキルン、加熱すりもみ工程



RC 路盤材



再生粗骨材



RC 砂



再生細骨材

廃材の適正処理とリサイクルを実現している。プロセス外として触れなかったが、分別・分離された鉄は専門業者へ引き渡され、完結型のシステムを完成させている。東京都のエコタウン事業の目的である「循環型社会への変革を推進する」を文字通り達成した施設として関係者の注目するところである。 [取材：環境産業新聞社 森本 洋]

# 排出事業者の意識啓発 リーフレット、テキストが完成

環境省の優良化推進事業の一環で、昨年度に排出事業者の適正処理意識を啓発するリーフレット及びテキストを作成しました。テキストについては、今年度事業として講習会を実施する計画があり、都道府県・政令市、都道府県産廃協会、業界団体、商工会議所等においてご協力をいただけるところを募集しています。

[優良化事業推進チーム]

## 企業規模別の啓発方法を検討

当財団は環境省の委託により優良化推進事業の事務局を担っているが、産業廃棄物処理業の優良性評価制度を普及させ、適

正処理をさらに推進するためには、排出事業者における意識啓発が重要と考えています。昨年度には排出事業者の意識啓発のあり方を検討する場を設け、排

出事業者・全産連・自治体の各委員のご協力により、排出事業者の企業規模別に啓発方法を検討しました(表1参照)。

表1 排出事業者の企業規模別啓発方法

企業規模	伝えるべき内容	講師の成り手	ツール・経路
零細企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の定義/区分</li> <li>・排出事業者責任(自社処理と委託処理)</li> <li>・契約書/マニフェスト (電マニ・交付等状況報告書)</li> <li>・罰則</li> <li>・注釈：併せ産廃</li> </ul>	業界団体、商工会議所、市町村 (チラシを配布してもらう際に趣旨紙を添付し、適正処理の重要性を念押ししてもらう程度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業界団体、商工会議所の集まり</li> <li>・市町村主催勉強会の機会にチラシを配布させてもらい普及</li> </ul>
中小企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正業者の選定</li> <li>・許可証の見方</li> <li>・委託契約の結び方</li> <li>・マニフェストの交付/登録のしかた</li> <li>・Q&amp;A問いかけ：製品引取の留意点等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元の環境カウンセラー等</li> </ul> (30分程度で説明ができる冊子を作成。講義のシナリオも用意)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業界団体、商工会議所の集まり</li> <li>・市町村主催勉強会の機会に時間をもらって冊子を使って説明</li> </ul>
大企業(各地の事業所等での実践)	(業界毎に、)廃棄物処理法に基づく適正処理を確保するための手続	社内の環境セクション	業界毎に、末端事業所等への周知方法のベストプラクティスを収集し、配布

平成19年度には中小企業の建設業者を対象としたリーフレットを作成したことから、この

検討を受けて今年度は製造業や流通業等向けの内容で、零細企業を対象としたA4サイズのリー

フレットと(図1参照)、中小企業にはA4サイズ12ページのテキストを作成しました。(図2参照)。

## 産業廃棄物の処理は、排出した事業者の責任です

知らなかったでは済まされません!!

**● 産業廃棄物とは**

**廃棄物**

ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物(固形上・液状のもので気体を除く)

**産業廃棄物**

【事業活動に伴って生じた廃棄物で、法律で定める20種類】(下表参照)

→ 事業者自らに処理責任があります。事業者自らで基準に則って処理するか、許可業者に委託する方法があります。

**特別管理産業廃棄物**

【産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性のあるもの】

---

**一般廃棄物**

【産業廃棄物以外のもの】主に、家庭からでてきた「ごみ」や、オフィスから出る紙くずなどです。

→ 市町村の事務として処理しています。

※一部の市町村では、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)を自治体施設で受入れて処理しているところもあります(排出場所の市町村にご確認ください)。

**特別管理一般廃棄物**

【一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性のあるもの】

**● 産業廃棄物に該当する20種類**

産業廃棄物の種類		例
すべての業種に共通	1 燃え殻	石炭ガラ、コークス灰、産業廃棄物の焼却残さ
	2 汚泥	メッキ汚泥、排水処理汚泥、ビルビット汚泥、下水汚泥
	3 廃油	廃潤滑油、廃切削油、シンナー等廃溶剤類
	4 廃酸	廃硫酸、廃硝酸、廃塩酸、廃定着液
	5 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん廃液、廃現像液
	6 廃プラスチック類	ビニルくず、発泡スチロールくず、合成ゴムくず
	7 ゴムくず	天然ゴムくず
	8 金属くず	研磨くず、切削くず、空缶、金属スクラップ
	9 ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラスくず、レンガくず、コンクリート製造のくず
	10 鉱さい	スラグ、ノロ、廃鑄物砂
11 がれき類	工作物の新築・改築等で発生したコンクリート破片等	
12 ばいじん	ばい煙発生施設等で発生するばいじん等で集じん施設で集められたもの	
特定の業種によるもの	13 紙くず	工作物の新築・改築等で発生した紙くず、パルプ・紙等製造業、印刷業、製本業、印刷物加工業で発生した紙くず
	14 木くず	工作物の新築・改築等で発生したもの、木材・木製品・パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業、物流で発生した木くず。廃パレット
	15 繊維くず	工作物の新築・改築等で発生したものや繊維工業の天然繊維くず
	16 動植物性残さ	食品・医薬品・香料製造業で原料として使用した動植物の固形状の不要物
	17 動物系固形不要物	と畜場の獣畜・食鳥に係る固形状の不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業の動物のふん尿
	19 動物の死体	畜産農業の動物の死体
	20 政令第13号廃棄物	上記1から19の産業廃棄物を処理したもので、1から19に該当しないもの(コンクリート固化化物等)

**監修 環境省 / 編集 財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団**

図1 零細企業向けのリーフレット





環境省 監修  
財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 編集

図2 中小企業向けのテキスト

### 適正処理講習会の開催地を募集中

今年度の事業計画では、リーフレットは重点的に都道府県・政令市が主催する排出事業者向けの適正処理講習会等で配布の協力を要請するほか、その他の自治体や政令市の商工会議所、中央の業界団体等にも配布することが検討されています。またテキストについては少量を同様に配布するものの、排出事業者を対象とした講習会の実施を中心に据え、まず講師を養成し、引き続き各地で適正処理講習会を開催したいと考えています。対象となる中小企業は件数も多く、業種も幅広いことから、実施に当たっては都道府県・政令市や都道府県産廃協会、業界団体、商工会議所等の協力をいただくことが不可欠と認識しています。昨年度も関係者の多大な協力により、自治体や商工会議所との共催で各地で講習会を開催しましたが、いずれも数百名にのぼる参加者が集まり、排出事業者における関心の高さがうかがわれました。今年度はより充実した内容で、わかりやすいテキストも作成したことから、改めてご協力をいただけるところを募集しています。ご関心のある方はお気軽にご相談ください。

# 産業廃棄物の排出・処理状況 不法投棄対策、環境ビジネスなど最新情報を満載!!

豊富な  
図表・写真  
見てわかる!



## 目次

はじめに

### 1. 産業廃棄物とは

### 2. 産業廃棄物の排出・処理などの状況

2-1 産業廃棄物の排出状況

2-2 産業廃棄物の処理状況

2-3 産業廃棄物の運搬

2-4 産業廃棄物の処理施設の状況

### 3. 産業廃棄物の適正処理・リサイクルを進める 制度的枠組み

3-1 産業廃棄物を取りまく施策体系

3-2 廃棄物処理法のしくみ

3-3 マニフェスト制度

3-4 産業廃棄物処理業の優良性評価制度

3-5 事業者の責務

### 4. 産業廃棄物の不法投棄への対応

4-1 産業廃棄物の不法投棄の現状

4-2 国などの不法投棄対策

4-3 国などの不法投棄対策の効果

4-4 不法投棄の支障除去

### 5. 公共関与による施設整備等

### 6. 特別管理廃棄物対策

6-1 特別管理廃棄物

6-2 PCB廃棄物について

6-3 石綿を含有する産業廃棄物について

6-4 感染性廃棄物について

### 7. 循環型社会に向けた取り組み

7-1 循環型社会基本計画

7-2 環境ビジネスの市場規模

7-3 地域の取組事例 エコタウン事業の概要

7-4 情報技術の活用

7-5 地域の特性を活かした循環型社会の実現

7-6 温暖化対策の推進

産廃の  
「いま」を知る  
テキスト  
環境学習に!

監修／環境省 編集／財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 発行／大成出版社  
B5判・52頁・定価670円(税込) 送料1冊210円(冊数に応じて実費)  
お問い合わせ／お申し込みは  
〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号 堀内ビルディング3階  
財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 適正処理推進部  
TEL : 03-3526-0155 FAX : 03-3526-0156  
URL : <http://www.sanpainet.or.jp/>

## 編集後記

20年ほど前、アメリカ・モンタナ州で環境関連の会議が開催された際、日本の四国の半分に近い面積を持つ、世界で初の国立公園であるイエローストーン国立公園を訪れた。広大さとともに、1万近い温泉、200もの間欠泉、2つの大滝など多彩な環境とグリズリーや狼、バッファローやシカなど多様な生物が、可能な限り自然な形で生息が保たれていた。また、その際に1988年の森林大火災をめぐり、ヘリコプター等による化学消火か自然鎮火のどちらが生態系等

にとり良かったかを議論していることを知った。

再度訪米の機会があり、ワシントン郊外にあるアーミッシュと呼ばれる再洗礼派の人々が暮らす村を訪れ、食堂で伝統的な有機農法で作られた野菜の昼食をとった。自動車に乗らず、今も馬車を使用し、商用電源を使わない自給自足の生活を300年以上続けている人々が住む、移民国家アメリカの広さと社会の多様性を知った。同時にその生活スタイルに関心を寄せ始め、環境指向へと変化し

つつあるアメリカの動向を感じた。今、オバマ大統領となりグリーン・ニューディールが唱えられている。これも、多様なアメリカ社会の側面であろうと思う。

そのような観点から日本の環境問題の論調をみるとCO<sub>2</sub>排出削減論議に偏重しすぎているように思う。日本社会には自然や環境への多彩なアプローチの歴史と蓄積があり、その取組の姿を世界にもっとうまくと多言語で情報発信していく必要があるのではないかと思う。(一循)



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6% [www.team-6.jp](http://www.team-6.jp)

(財)産業廃棄物処理事業振興財団はチーム・マイナス6%に参加しています。



## 産廃振興財団NEWS

2009.8 vol.17 No.55

発行日 平成21年8月12日  
発行人 樋口 成彬  
発行所 財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団  
〒101-0044  
東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号 堀内ビルディング 3階  
TEL (03) 3526-0155 FAX (03) 3526-0156  
URL <http://www.sanpainet.or.jp>

印刷 (株)環境産業新聞社